

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人千鳥福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第9条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。
- 2 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。
 - 3 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
 - 3 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬等の支給日)

第5条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。但し、役員で職員としての立場を有する者に対しては、社会福祉法人千鳥福祉会旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1.この規程は平成29年6月27日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1 役員等の報酬の額

役職名	報酬の額	
非常勤理事	会議への出席の都度	1人一律 30,000円
評議員	会議への出席の都度	1人一律 30,000円
監事	理事会、評議員会、監事監査会（一事業年度）への出席の都度	1人一律 30,000円
	監査の出席の都度	一人一律 15,000円

別表第2 費用

事項	費用弁償額
会議等への出席 (公共交通機関利用)	自宅から会議開催場所への公共交通機関運賃実費額
会議等への出席 (公共交通機関利用なし)	自宅から会議開催場所への往復距離に応じ、1人20円／km
研修会参加、県外出張	社会福祉法人千鳥福祉会旅費規程に定める額
上記の他、職務執行に必要な経費	職務執行に必要な額